

広島県公立大学法人評価委員会運営要綱（案）

平成 年 月 日
広島県公立大学法人評価委員会決定

（目的）

第1条 この要綱は、広島県公立大学法人評価委員会条例（平成18年条例第1号。以下「条例」という。）第6条に基づき、広島県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（委員長の互選）

第2条 条例第4条第1項の規定による委員長（以下「委員長」という。）の互選は、指名推薦の方法により行う。ただし、委員に異議がないときは、別の方法により定めることができる。

（会議の招集）

第3条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議の日の7日前までに、日時、場所及び議題を委員に通知して行うものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

（会議の公開）

第4条 会議は、傍聴及び議事録の閲覧により、公開するものとする。ただし、委員長は、委員会の公正又は円滑な運営が損なわれるおそれがあると認められるときは、公開の制限等必要な措置をとることができる。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。